

平成20年 No.16

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

東京学芸大学副学長規程の一部を改正する規程

制定理由

新たな副学長の設置に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年 3 月26日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成20年 3 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年学則第 5 号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学副学長規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年 3 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第23号

東京学芸大学副学長規程の一部を改正する規程

東京学芸大学副学長規程（平成16年規程第39号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：新たな副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (職員) 第13条 本学に副学長、教授、准教授、講師、助教、教頭、教諭、養護教諭、事務職員及びその他の職員を置く。 (副学長) 第14条 副学長は、<u>学長が任命する理事又は職員</u>をもって充てる。 2 副学長に関する規程は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成20年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (職員) 第13条 本学に副学長、教授、准教授、講師、助教、教頭、教諭、養護教諭、事務職員及びその他の職員を置く。 (副学長) 第14条 副学長は、<u>理事</u>をもって充てる。 2 副学長に関する規程は、別に定める。 〔省略〕

東京学芸大学副学長規程の一部改正について

改正理由：新たな副学長の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第14条第2項の規定に基づき、副学長について必要な事項を定めるものとする。 (任命) 第2条 副学長は、国立大学法人東京学芸大学の理事のうちから、3名を学長が任命する。 <u>2 学長は、前項に定めるもののほか、国立大学法人東京学芸大学の職員のうちから、副学長を任命することができる。</u> <u>3 学長は、前2項の任命について、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。</u> (任期等) 第3条 副学長の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。<u>ただし、任命した学長の任期の末日を超えることはできない。</u> <u>2 欠員が生じた場合の後任副学長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (職務分担等) 第4条 副学長の<u>職務分担</u>その他必要な事項は、学長が別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成20年4月1日から施行する。	(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第14条第2項の規定に基づき、副学長について必要な事項を定めるものとする。 (任命) 第2条 副学長は、国立大学法人東京学芸大学の理事のうちから、3名を学長が任命する。 <u>2 学長は、前項の任命について、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。</u> (任期等) 第3条 副学長の任期は、<u>副学長に任命された理事の任期と同一</u>とし、再任を妨げない。 (担当名の表記及び職務分担) 第4条 副学長の<u>担当名の表記及び職務分担は、副学長に任命された理事のそれに準ずる。</u> 〔省略〕